

提出書類

- i) 変更登記申請書
- ii) 総会（総代会）の議事録
- iii) 定款変更認可書
- iv) 委任状(代理人によって申請する場合に限り必要)

④ 出資の総口数及び払込済出資総額の変更

事業年度中に出資の増額又は減額があった場合は、年度終了後4週間以内に法務局に変更登記をしなければなりません。

提出書類

- i) 変更登記申請書
- ii) 監事の証明書
- iii) 委任状(代理人によって申請する場合に限り必要)

⑤ 事務所移転

主たる事務所を移転した場合（同一登記所の管轄区域内で移転もしくは、他の登記所の管轄区域内に移転した場合の旧所在地における登記）

提出書類

- i) 変更登記申請書
- ii) 総会（総代会）の議事録（定款に主たる事務所の

所在地として最小行政区画名のみ記載してある場合において、その区域内で移転した場合は定款変更を要しない。）

- iii) 定款変更認可書（定款を変更した場合）
- iv) 事務所移転に関する理事会の議事録
- v) 委任状(代理人によって申請する場合に限り必要)

登記申請書提出先

〒990-0041
山形市緑町1-5-48（山形地方合同庁舎）
山形地方法務局 TEL.023-625-1321(代表)

提出書類の各様式は、[本会ホームページ](http://www.chuokai-yamagata.or.jp/) (<http://www.chuokai-yamagata.or.jp/>) へ掲載しておりますのでご利用下さい。

なお、認証ID(ユーザー名)及びパスワードは、会員の皆様には、事前にお知らせしておりますが、ご不明な場合は本会までお問い合わせ下さい。(TEL.023-647-0360)

組合運営

Q & A

質問内容

Q

組合員死亡による相続加入について

ある組合員が先日死亡し、その事業を長男が継いで経営しています。このような場合に、組合との関係はどのようになりますか。

回答内容

A

協同組合の組合員は、法人と個人事業者に分けることができます。組合員が法人の場合は、法人を解散するというようなことがない限り、法人の代表者が変わるだけでその旨を組合に届け出るとは必要ですが、組合員としての資格にはなんら影響がありません。

しかし、個人経営の場合は、その事業を行っている自然人その者が組合員なので、その人が死亡すれば組合員としての資格もなくなることになり、法定脱退の原因となります。このようなときに単にその組合員は脱退、その相続人は持分の払戻請求権の相続という形で、相続人が新たに組合加入手続きをとることになると、相続人にとって不都合な点も多く、法律はこれを救済するために特則を設けております。すなわち、死亡した組合員の相続人で、組合員としての資格を有する者が組合に対して定款で定めてある期間内に加入の申出をしたときは、相続開始のとき、すなわち被相続人である組合員が死亡した日にさかのぼって組合員になったものとみなされることになっています。この場合には新たに出資金の払込みをすること、組合の承諾を得ることは要件となっていません。

一方、被相続人が組合の役員であった場合の役員の地位は相続できません。又、相続人が数人いるときは相続人の同意によって選定された相続人の一人に限られますので申し添えます。